

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	予防接種事業			事業コード	1856
所属コード	153000	課等名	健康福祉課	係名	健康推進グループ
課長名	佐藤 政敏	担当者名	四日市 育子	内線番号	4400-144
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	健やかに暮らせる健康づくりの推進	コード	1
	基本事業	保健・予防の推進	コード	2
予算費目名	一般会計 04 款 01 項 03 目 予防接種事業（003-01）			
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 23 年度
根拠法令等	予防接種法			

(2) 事務事業の概要

ポリオウイルスによる弛緩性麻痺を予防するため、生後 3 月以上 90 月未満の乳幼児に対し、急性灰白髄炎（ポリオ）予防接種の集団接種を実施する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 23 年に予防接種法が、昭和 26 年に結核予防法が制定され、組織的に予防接種を実施することとなった。昭和 33 年、昭和 51 年の法改正により、定期予防接種と臨時接種とに分かれた。

平成 6 年の大幅な法改正により、義務接種から勧奨接種（努力義務）に移行し、指定医療機関での個別接種と市が行う集団接種という接種体制での実施となった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 13 年の法改正により、予防接種対象疾病が一類（百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎）と二類（高齢者インフルエンザ）とに区分された。平成 19 年 4 月からは、一類に結核が追加された。

平成 19 年春に、10 歳代・20 歳代で麻疹が流行したため、平成 20 年 4 月から 5 年間に限り、中学 1 年生及び高校 3 年生に相当する年齢の者を対象として、麻しん風しん混合ワクチンの接種が行われた。

日本脳炎の予防接種については、予防接種後の重病例があったことから、平成 17 年度から平成 21 年度まで接種の勧奨を控えていたが、新たなワクチンが開発されたことにより、現在は通常通り接種が受けられるようになった。また、平成 23 年度からは、通常の 3 歳・4 歳児に加え、小学 3 年・4 年の児童にも接種勧奨することとなった。更に、平成 23 年 5 月 20 日の予防接種法施行令等改正により、予防接種の機会を逃した人の接種時期が緩和され、平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた人について、4 歳以上 20 歳未満の間に定期予防接種として受

けられるようになった。

平成 23 年 2 月から、国の「ワクチン接種緊急促進事業」を受けて、子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンについて、行政措置に基づく予防接種として実施してきた。

ポリオ予防接種については、生ワクチンによる副反応が問題となっていたことから、保護者等から不活化ワクチンによる予防接種への移行が要望されていた。

これを受けて、国は平成 24 年度秋期からの不活化ワクチン導入を目指すことを明らかにし、平成 24 年 4 月 23 日に行われた第 3 回不活化ポリオワクチンの円滑な導入に関する検討会において示された「不活化ポリオワクチンの導入に関する方針（案）」によると、平成 24 年 9 月 1 日より単独の不活化ポリオワクチンを定期予防接種として導入することとなった。これにより、生ポリオワクチンは定期予防接種に使用しないこととなり、単独の不活化ポリオワクチン導入後、できるだけ早期に 4 種混合ワクチンを定期予防接種に導入することを目指すこととなった。

平成 24 年 9 月 1 日、ポリオワクチンは一斉に生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えられ、集団接種から個別接種に移行した。

平成 25 年 4 月の法改正では、一類疾病を A 類疾病とし、対象疾病に H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症が追加されたことにより、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンが定期接種に組み込まれた。なお、二類疾病は B 類疾病となった。また、日本脳炎予防接種について、予防接種法施行令を改正し、平成 7 年 4 月 1 日から平成 7 年 5 月 31 日までの間に生まれた人も定期接種として接種できることとなった。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が、何が対象か）

盛岡市内に住所を有する生後 3 か月以上 90 か月未満の乳幼児

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A ポリオ予防接種対象者数	人	338	5,231	5,200	4,906	-
B						
C						

※平成 22 年度実績の数は、玉山区内に住所を有する生後 3 か月以上 90 か月未満の乳幼児のうち、ポリオ予防接種未接種者の数である。

※平成 23・24 年度実績及び平成 24 年度計画の数は、盛岡市全体の数である。

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

春期 3 回のポリオ予防接種の集団接種を玉山総合福祉センターで実施した。

医師、保健師、事務担当者、臨時看護師が従事し、終了後、事務担当者が接種履歴をシステムに入力した。

広報に日程を掲載して実施を周知するほか、出生届受付時に保護者に対し赤ちゃん手帳を交付し、予防接種の受け方について指導を行った。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A ポリオ予防接種被接種者数	人	246	202	202	87	－
B						
C						

※被接種者数は、玉山総合福祉センターで実施した数である。

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止し、健康を保持するため、予防接種を受けさせる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A ポリオ予防接種対象者に対する被接種者の割合	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	%	72.8	3.9	100	1.8	-
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

※平成 23 年度実績分より、対象指標を見直したため、前年度実績を大幅に下回っている。

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	622	651	651	310
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	622	651	651	310
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	216	256	256	99
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	864	1,024	1,024	396
計	トータルコスト A+B	千円	1,486	1,675	1,675	706
備考						

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

対象者が予防接種を受けることにより，健康が保持されることから，施策体系との整合性が取れている。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務である。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

予防接種法の改正により，ポリオ予防接種に不活化ワクチンが導入され，個別接種に移行した。これにより，接種の機会が拡大され，接種率の向上が見込まれる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

法定事務であり，公平・公正である。

(4) 効率性評価

保健予防課に事業を統合した。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

ポリオ予防接種が個別接種に移行したことにより，保健予防課に事業が統合され，当課における事務事業は終了した。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

なし。

5 課長意見・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☒ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

ポリオ予防接種が個別接種に移行したことにより，保健予防課に事業が統合され，当課における事務事業は終了した。